

<一般委託>

令和6年度横須賀市特定健康診査結果汎用データ作成業務委託仕様書

令和6年度横須賀市特定健康診査結果汎用データ作成業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	国の定める電子的標準様式(XML形式)にて作成した特定健康診査結果データを横須賀市が指定するCSV形式に変換し、納入する。
2	履行期間	契約締結日から令和7年(2025年)3月31日
3	施行場所	横須賀市民生局健康部健康管理支援課及び受託者の指定場所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	○別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。 ○委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の3か月前までに通知すること。
6	関係法規	-
7	資格要件	平成30年4月1日以降に、国、地方公共団体又は健康保険組合等の保険者が発注した「特定健康診査結果電磁記録化等業務」の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(円/件)
9	支払方法	本件の請求及び支払いは3か月ごととする。また、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市民生局健康部健康管理支援課 尾形 電話046-822-8227

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

単価内訳書

(税抜き)

No.	委託内容	単位	予定量	上限単価 (円)	契約単価 (円)
1	市提供電子的標準様式のデータ(XML) をCSVデータに変換	件	20,190	55	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

令和6年度横須賀市特定健康診査結果汎用データ作成業務委託特記仕様書

1 委託概要

国の定める電子的標準様式（XML形式）にて作成した特定健康診査結果データを横須賀市が指定するCSV形式に変換し、納入する。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日とする。

3 履行場所

横須賀市民生局健康部健康管理支援課及び受託者の指定場所

4 委託内容

XML形式の特定健康診査結果データをCSV形式に変換する。
業務の詳細については、詳細仕様書を参照すること。

5 報告

本件のすべての納入等が各月完了した場合には、速やかに委託者様式の「完了届」（作業完了日が記載されたもの）を作成し、提出すること。

6 提供データについて

委託内容の実施に必要と認められるデータで、かつ委託者が提供可能なもの。

7 機密情報及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、作業者が業務遂行に際して知り得た業務内容や個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出しすることがないように、作業者に対し守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じること。なお、本守秘義務は本業務の完了後においても存続する。
- (2) 受託者は、本作業を遂行するために提供された資料は、本業務の完了後すべて返還するとともに、コンピュータ等に登録された情報を完全に消去すること。
なお、受託者は、一連の作業終了後に、完全に消去したことを完了した旨を書面により提出すること。
- (3) 作業用入力機は、ネットワークに繋がっていないこと。また、作業場所は、セキュリティロックがかかる部屋等の情報漏洩防止に配慮されていること。

- (4) 受託者は、特定健康診査結果データの受取り及び汎用データの納入に際しては、施錠した堅固なケースで回収・納入（返却）を行い、個人情報保護の管理を徹底すること。郵送の場合にも、これと同等のセキュリティが確保された方法を用いること。
- (5) 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明もしくは資料の提出を求めることができる。
- (6) 受託者は、委託者側から個人情報の取り扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

8 作成物の帰属

委託業務の履行に伴い発生する帳票等の所有権は、すべて横須賀市に帰属する。

9 代金の請求及び支払

- (1) 5の完了届の提出を受けて、検査員が納入成果物の検査を行う。
- (2) 実績報告は各月末に行い、請求及び支払いは3か月ごととする。
なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
※4回払い（6月、9月、12月、翌年3月の末締め）

10 その他

- (1) 作業は担当者の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜打合せを行い、業務の調整を行うものとする。
- (2) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合及び仕様に定めのない事項その他必要がある場合は、事前に担当者と協議し決定すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し担当者の確認を受けること。なお、本件委託業務の受託者独自の判断による運用については、一切認めない。
- (3) 特定健康診査データの回収及び返却、納入成果物の納入等に要する経費は受託者の負担とする。

- (4) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、条例、規則、関係法令を十分に遵守すること。
- (5) 受託者は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- (6) 別添「個人情報の取り扱いに関する特記事項」の規定を遵守すること。
- (7) 受託者は、業務実施前に行う各種データの取込可否の確認などのトライアルに協力する
- (8) 緊急時は健康管理支援課に直ちに報告すること。

【詳細仕様書】XML形式の特定健康診査結果データをCSV形式に変換

1 委託概要

国の定める電子的標準様式(XML形式)にて作成した特定健康診査結果データを横須賀市が指定するCSV形式に変換し、納入する。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日とする。

3 履行場所

横須賀市民生局健康部健康管理支援課及び受託者の指定場所

4 委託内容

XML形式の特定健康診査結果データをCSV形式に変換

- ① XML形式で作成した特定健康診査結果データを別紙に定めたとおりのCSVファイルに変換する。(約20,190件)
※令和6年度より、第4期特定健康診査が始まることに伴い、インターフェースも変更予定である。別紙は、現時点での案であることを留意すること。
- ② 提供する特定健康診査結果データ(XML形式)において、被保険者証番号は、枝番を含めた10桁で入力されている。横須賀市に納品するCSVファイルは、10桁で入力されている被保険者番号の枝番(下2桁)を削除し、8桁に編集して納品すること。
- ③ 特定健診結果データ(XML形式)に関して、本市が事前に示した医療機関から提出されたデータにはCKD判定に係る項目が含まれておらず、別添データとして提出される。これらデータについても、CSVファイルに反映させること。
- ④ 作成するCSVファイルは、別紙のうちレコードNo.111から116を含めたデータと含めないデータの2つを作成して納品すること。なお、レコードNo.111から116は数値入力のみとし、読み替え等の作業は必要としない。
- ⑤ ①に記載している特定健康診査結果データ(XML形式)は、原則として令和6年度以降の第四期特定健康診査等実施計画に対応したデータを想定している。ただし、イレギュラーに医療機関から前年度分(第三期特定健康診査等実施計画分)の健診結果が提出された場合にも別紙のとおりCSVファイルを作成すること。

5 納入成果物及び納入期限

(1) 特定健康診査データの回収

毎月上旬に受託者が特定健康診査結果データ（XML形式）を横須賀市健康管理支援課に赴いて回収又はセキュリティが確保された状態での郵送等とする。

データ授受のスケジュールは、健康管理支援課との協議のうえ決定する。また、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日や年末等の理由により営業日数が少ない月は、健康管理支援課と協議のうえ決定すること。

(2) 納入成果物

ア 令和6年度分特定健康診査結果CSVファイル。

イ その他、レイアウトや提出ファイルメディア等の詳細は別途協議とする。

(3) 納入期限及び納入場所

アについて、特定健康診査結果（XML形式）を受領した日から翌月10日までに横須賀市健康管理支援課に提出。

外部インタフェース仕様書			作成日	版	別紙
			2018/1/11	3	

サブシステム	HT	国民健康保険(健診)
--------	----	------------

ファイルID	VERF8250	名称	特定健診打鍵データ(外部委託用)		
ヘッダ有無	有	用途	その他		
ファイル編成	可変長	文字コード	UTF16		
レコード長		文字列引用符無し	なし		
BOMの有無	有	エンディアン	リトルエンディアン		
説明	特定健診結果取込用の外部打鍵委託用ファイル				
交換規則	(送信/受信)	(交換先)	(交換時期、周期)		
	受信する	打鍵業務委託業者	月次		
ファイル名規則					
利用可能な文字	(文字一覧)		(説明)		
禁止カナ(全角カナ)					
禁止カナ(半角カナ)					
禁止英字(半角英数)					
許可記号(半角英数)					
許可記号(半角カナ)					

NO.	データ編集元	NO.	データ編集元

No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ソート		抽出元		コード種別ID	初期値	内容 詳細	帳票 出力
							順位	種別	編集元	データ				
1	証番号	英数字	◎	8					被保険番号					
2	受診券整理番号	英数字	◎	11					受診券整理番号					
3	カナ氏名	英数字	◎	50					カナ氏名					
4	性別	英数字	◎	1					性別			男:1/女:2/不明:0		
5	生年月日 和暦	英数字	◎	7					生年月日 和暦			4270101		
6	電話番号	英数字	◎	13					電話番号					
7	機関コード	英数字	◎	10					機関コード					
8	実施年月日 和暦	英数字	◎	7					実施年月日 和暦			5010501		
9	メタボリックシンドローム判定	英数字	◎	1					メタボリックシンドローム判定					
10	保健指導レベル	英数字	◎	1					保健指導レベル					
11	質問1	英数字	◎	1					質問1					
12	質問2	英数字	◎	1					質問2					
13	質問3	英数字	◎	1					質問3					
14	質問4	英数字	◎	1					質問4					
15	質問5	英数字	◎	1					質問5					
16	質問6	英数字	◎	1					質問6					

No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ソート		抽出元		コード種別ID	初期値	内容		帳票 出力
							順位	種別	編集元	データ			詳細		
17	質問7	英数字	○	1						質問7					
18	質問8(R6~)	英数字	○	1						質問8				1: はい、2: 以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない、3: いいえ	
19	質問9	英数字	○	1						質問9					
20	質問10	英数字	○	1						質問10					
21	質問11	英数字	○	1						質問11					
22	質問12	英数字	○	1						質問12					
23	質問13	英数字	○	1						質問13					
24	質問14	英数字	○	1						質問14					
25	質問15	英数字	○	1						質問15					
26	質問16	英数字	○	1						質問16					
27	質問17	英数字	○	1						質問17					
28	質問18(R6~)	英数字	○	1						質問18				1: 毎日、2: 週5~6日、3: 週3~4日、4: 週1~2日、5: 月に1~3日、6: 月に1日未満、7: やめた、8: 飲まない(飲めない)	
29	質問19(R6~)	英数字	○	1						質問19				1: 1合未満、2: 1~2合未満、3: 2~3合未満、4: 3~5合未満、5: 5合以上	
30	質問20	英数字	○	1						質問20					
31	質問21	英数字	○	1						質問21					
32	質問22(R6~)	英数字	○	1						質問22					
33	採血時間	英数字	○	5						採血時間					
34	身長	英数字	○	5						身長					
35	体重	英数字	○	5						体重					
36	BMI	英数字	○	4						BMI					
37	腹囲	英数字	○	5						腹囲					
38	収縮期血圧	英数字	○	3						収縮期血圧					
39	拡張期血圧	英数字	○	3						拡張期血圧					
40	既往歴	英数字	○	1						既往歴					
41	具体的な既往歴	全角	△	128						具体的な既往歴					
42	自覚症状	英数字	○	1						自覚症状					
43	自覚症状 所見	全角	△	128						自覚症状 所見					
44	他覚症状	英数字	○	1						他覚症状					
45	他覚症状 所見	全角	△	128						他覚症状 所見					
46	心電図	英数字	○	1						心電図					
47	心電図 所見	全角	△	128						心電図 所見					
48	心電図 実施理由	全角	△	128						心電図 実施理由					
49	眼底検査_KW	英数字	△	1						眼底検査_KW					
50	眼底検査_SH	英数字	△	1						眼底検査_SH					
51	眼底検査_SS	英数字	△	1						眼底検査_SS					
52	眼底検査_SCOTT	英数字	△	1						眼底検査_SCOTT					
53	眼底検査_他の所見	英数字	△	128						眼底検査_他の所見					
54	眼底検査_実施理由	英数字	△	128						眼底検査_実施理由					
55	尿糖検査方法	英数字	△	1						尿糖検査方法					
56	尿糖	英数字	○	1						尿糖					
57	尿蛋白検査方法	英数字	△	1						尿蛋白検査方法					
58	尿蛋白	英数字	○	1						尿蛋白					
59	空腹時中性脂肪検査方法	英数字	△	1						空腹時中性脂肪検査方法					
60	空腹時中性脂肪	英数字	○	4						空腹時中性脂肪					
61	随時中性脂肪検査方法	英数字	△	1						随時中性脂肪検査方法					
62	随時中性脂肪	英数字	○	4						随時中性脂肪					
63	HDLコレステロール検査方法	英数字	△	1						HDLコレステロール検査方法					
64	HDLコレステロール	英数字	○	4						HDLコレステロール					
65	LDLコレステロール検査方法	英数字	△	1						LDLコレステロール検査方法					
66	LDLコレステロール	英数字	○	4						LDLコレステロール					
67	AST検査方法	英数字	△	1						AST検査方法					
68	AST	英数字	○	4						AST					
69	ALT検査方法	英数字	△	1						ALT検査方法					
70	ALT	英数字	○	4						ALT					
71	γ-GTP検査方法	英数字	△	1						γ-GTP検査方法					

No.	項目	型 フォーマット	必須	桁数	開始	終了	ソース			抽出元	内容			帳票 出力
							順位	種別	編集元		データ	コード種別ID	初期値	
72	γ-GTP	英数字	○	4						γ-GTP				
73	空腹時血糖検査方法	英数字	△	1						空腹時血糖検査方法				
74	空腹時血糖	英数字	○	3						空腹時血糖				
75	HbA1c検査方法	英数字	△	1						HbA1c検査方法				
76	HbA1c	英数字	○	4						HbA1c				
77	随時血糖検査方法	英数字	△	1						随時血糖検査方法				
78	随時血糖	英数字	○	3						随時血糖				
79	ヘマトクリット値	英数字	○	4						ヘマトクリット値				
80	血色素量	英数字	○	4						血色素量				
81	赤血球数	英数字	○	3						赤血球数				
82	貧血検査実施理由	全角	△	128						貧血検査実施理由				
83	血清クレアチン検査方法	英数字	△	1						血清クレアチン検査方法				
84	血清クレアチン	英数字	○	5						血清クレアチン				
85	血清尿酸検査方法	英数字	△	1						血清尿酸検査方法				
86	血清尿酸	英数字	○	5						血清尿酸				
87	医師の判断	英数字	○	1						医師の判断				
88	疑われる疾病名1	英数字	△	1						疑われる疾病名1				
89	疑われる疾病名2	英数字	△	1						疑われる疾病名2				
90	疑われる疾病名3	英数字	△	1						疑われる疾病名3				
91	疑われる疾病名4	英数字	△	1						疑われる疾病名4				
92	疑われる疾病名5	英数字	△	1						疑われる疾病名5				
93	疑われる疾病名6	英数字	△	1						疑われる疾病名6				
94	疑われる疾病名7	英数字	△	1						疑われる疾病名7				
95	疑われる疾病名(その他)	全角	△	128						疑われる疾病名(その他)				
96	医師コメント		△	240						医師コメント				
97	測定不可能・検査未実施の理由	全角	△	240						測定不可能・検査未実施の理由				1:生理中、2:腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する、3:その他 受診者の事情や生理中等により検査を実施できなかった場合の理由の記録
98	健康診断を実施した医師氏名	全角	○	128						健康診断を実施した医師氏名				
99	non-HDLコレステロール	英数字	○	4						non-HDLコレステロール				
100	心電図対象者	英数字	○	1						心電図対象者				
101	眼底検査対象者	英数字	△	1						眼底検査対象者				
102	眼底検査 WM分類	英数字	△	1						眼底検査 WM分類				
103	眼底検査 改変Davis分類	英数字	△	1						眼底検査 改変Davis				
104	血清クレアチン対象者	英数字	△	1						血清クレアチン対象者				
105	血清クレアチン実施理由	全角	△	128						血清クレアチン実施理由				
106	質問8(H30年度～R5年度)	英数字	○	1						質問8				
107	質問18(H30年度～R5年度)	英数字	○	1						質問18				
108	質問19(H30年度～R5年度)	英数字	○	1						質問19				
109	質問22(H30年度～R5年度)	英数字	○	1						質問22				
110	初回面接実施	英数字	○	1						初回面接実施				
111	情報提供の方法	英数字	○	1						情報提供の方法				
112	e-GFR	英数字	△	5						e-GFR				
113	重症度分類	英数字	△	1						重症度分類				
114	たんばく尿区分	英数字	△	1						たんばく尿区分				
115	専門医への紹介	英数字	△	1						専門医への紹介				
116	紹介先医療機関	英数字	△	1						紹介先医療機関				

赤字:第4期特定健診対応項目

緑字:第3期特定健診対応項目

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、個人情報の取扱いに関し、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。